

函館市中小企業振興審議会委員公募実施要領

1 目的

中小企業の振興に関する重要な事項について調査審議する函館市中小企業振興審議会の委員を委嘱するにあたり、市民意見を市政に反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 公募委員数

公募による委員は、2人とする。ただし、そのうち1人を女性優先枠とする。

3 委員の任期

令和8年(2026年)6月1日から令和10年(2028年)5月31日までの2年間

4 応募条件

市内に居住する年齢18歳以上の者で、中小企業の振興に関し、知識、経験、関心等のあるもの。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本審議会に委員を推薦している団体（団体一覧別添）に所属する者
（当該団体が複数の団体により組織される団体であるときは、役員を務めている者に限る。）
- (2) 本市の他の委員会の委員を3以上兼ねている者（応募中のものを含む）
- (3) 成年被後見人または被保佐人
- (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）等の施行前に犯した禁錮以上の刑に処せられた者を含む。）
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者
- (6) その他市長が不相当と認める者

5 応募方法

別に定める応募用紙により、郵送、持参、FAX送信またはEメールにより応募する。

応募先：函館市経済部経済企画課

住所 函館市東雲町4番13号

電話 0138-21-3312

FAX 0138-27-0460

Eメール kinyuu@city.hakodate.hokkaido.jp

6 募集期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月8日（金）まで

（郵送の場合は、当日消印有効）

7 決定の方法

- (1) 応募者が定員を超えた場合は、公開抽選により決定する。（公開抽選日については、対象者あて別途通知）

また、応募者が定数に達しない場合の欠員については、再度公募する。

- (2) 本審議会における女性の委員の割合が市で定める女性登用率の目標値35%に達していないため、女性の応募があった場合は、公募する2名のうち1名は優先的に女性の応募者を委員として決定するものとする。

8 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者に対し書面で通知する。